

よ まえ お読みになる前に

- 制度によっては、細かい制限、助成枠等がある場合もありますので、制度の利用に当っては、最寄りの相談窓口にご相談ください。
- 本書の内容は、令和元年7月現在でまとめてあります。お読みになられた時点では、変更されている事柄がある場合がありますのでご承知ください。
- 195ページからの「資料編」については要約した内容のため十分なものではないと思われます。詳細につきましては、県や市町村等の相談窓口へお問合せください。
- 7ページからの「相談に関すること」を一番始めに掲載しました。連絡先等につきましては153ページからの相談機関等名簿をご覧ください。
- 「障がい」の表記について
鳥取県では、障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしました。「よりよい暮らしのために」においても鳥取県に準じ、「障がい」と表記します。

はじめに

本書は、障がいのある方をはじめ、障がいに関するさまざまなことを知りたい方が使いやすいように、障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービスや制度、相談機関や関係施設のリストなどをわかりやすく1冊にまとめたものです。皆がともに生きていく共生社会の実現を目指し、障がいのない方にとっては障がいを正しく理解するための一助として、また障がいのある方や関係者様には地域で安心して生活を送るための手引きとして、本書をご活用いただければ幸いです。

さて、鳥取県では、障がいのある方が地域で自分らしく安心して生活できる社会の実現を目指し、さまざまな取組を推進しています。昨年は全国に先駆けて「障がい者による文化芸術活動推進計画」を策定し、障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を設置しました。

また、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、平成21年度から本県で始まった「あいサポート運動」は、今では日本各地や韓国江原道にも運動の輪が広がっているところです。本年5月に行われた第30回全国『みどりの愛護』のつどいでも、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席のもと、手話による誓いの言葉を発信するなど、障がいのある方への理解が確実に進んでいると考えています。

これからも、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、障がいのある方もない方も、共に生き、共に支え、ここに住んでよかったと思うことができる鳥取県を一緒に築き上げていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和元年12月

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課長 谷 俊 輔